

このメールマガジンは、メールでの情報提供を希望する登録者のみなさま及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送りしています。

/// I N D E X ///

- ・特集…………… ひとり親のための資格紹介 保育士
- ・支援情報…………… 定期法律相談について
- ・7月の予定 …… 定期法律相談
- ・編集後記…………… 自分を癒す100のリスト

■ 特 集 ……………

ひとり親のための資格紹介 今回は、保育士。

保育士資格は国家資格で、一度取得すれば更新などの必要がなく生涯『保育士』として資格を持つことができます。社会人や主婦など、通信教育などで学び、保育士試験を目指す方も多くいます。保育士は、共働き世帯の増加や待機児童の増加により社会的ニーズも高く、保育所はもちろん、ベビーシッター、企業内保育所、児童福祉施設や病院など、活躍の場がどんどん広がっています。

- 【保育士資格を取得するには】
- 厚生労働大臣の指定する養成学校などを卒業する
 - 保育士試験に合格する

試験は一年に一回、各都道府県で行われています。一次試験は筆記試験。筆記試験に合格した人のみ実技試験を受けます。

- 【受験資格】
- 下記のいずれかの条件を満たす方
- 大学、短大、高等専門学校を卒業（2年以上在籍62単位以上習得）
 - 平成3年3月31日までの高校卒業生
 - 高校または中等教育学校等を卒業し、児童福祉施設等で、2年以上かつ2,880時間以上の実務経験を有する者。
 - 児童福祉施設等で5年以上かつ7,200時間以上の実務経験を有する者

※受験資格の有無につきましては、細かい規定がありますので一般社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センターにご確認ください。
<https://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

※長崎県内の養成機関等、保育士試験・登録については、下記ホームページをご覧ください。
(長崎県こども未来課)
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kosodatehien-shoshikataisaku/shikaku-menkyo/hoikushi/>

◆保育士免許状をお持ちの方の幼稚園教諭資格取得特例措置

認定こども園法の改正により、新たに学校教育と保育を一体的に提供する施設である「幼保連携型認定こども園」が創設され、その職員である「保育教諭」は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることが原則となります。そのため、改正認定こども園法施行後5年間（平成32年3月まで）は、対象施設における保育士等としての実務経験が3年以上（かつ実労働時間の合計が4320時間以上）あり、大学において修得することが必要とされる8単位を修得し、各都道府県教育委員会の教育職員検定に合格することにより、幼稚園教諭免許状が授与される特例制度が設けられています。

※詳しくは、下記のホームページをご覧ください。
(文部科学省 初等中等教育局教職員課)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm

■ 支援情報 ……………

◎定期法律相談について
エールながさきでは、離婚前の方の相談も受け付けています。
親権、婚姻費用、慰謝料、財産分与、養育費、面会交流などにつ
いて、離婚前の方へ弁護士による無料の法律相談も行っています。

○相談するには…
まずはお電話をいただき、相談内容をお伺いした上でご予約をい
ただきます。内容により、相談員による面談をお勧めする場合
もあります。
(毎月第3水曜日 13:00~16:00 相談時間はおひとり様30分)
遠方の方や仕事が忙しくてその日・時間では、都合が悪いという
方でも、電話や事務所等での相談が可能です。
まずは「エールながさき」までご連絡ください。

■ 7月の予定 _____

◎「YELLながさき定期法律相談」
7月20日(水)13:00~16:00
《事前予約受付中》
※遠方の方で来所相談が難しい方は、電話法律相談受付も
行っております。まずはご相談ください<(_ _)>

■ 編集後記 _____

◆自分を癒す100のリスト

梅雨らしい天気が続き、体調を崩しやすい季節ですが、みなさん
いかがお過ごしでしょうか。
普段、忙しく日々追われ、ご自身のケアは後回しになりがちで
はないでしょうか。家族のことも大切ですが、それと同じように
ご自身のケアもとても大切です。メンタルケアとして、
『自分を癒す100のリスト』をつくるワークはおすすめです。

たとえば、『好きな音楽』『好きな香りのアロマを焚く・アロ
マバスにゆっくりつかう』『バケツにお湯をはって足湯につかる
』『好きなおやつを食べる』『夜中に好きなDVD観る』・・・
自分を癒してくれる項目をたくさんもっているといいですね。

大変な時は、自分の好きなことも忘れてしまいがちです。
でも、書き留めたリストを見れば、
『こうしたリフレッシュがあった』と思い出し、忙しいときは、
読むだけでも癒されると思います。
ためしてみたいかがでしょうか(^ ^)

最後まで読んでいただきありがとうございました<(_ _)>

////////////////////

@エールながさきのメールマガジン
発行日：毎月2回発行(休刊：祝日、年末年始など)
※ご意見ご感想はこちらまで
yell@nagasaki-shi-boshikai.jp

@YELLながさき通信
毎月、情報誌「YELLながさき通信」を発行しています。
ご購入希望の方はご連絡ください。
また、ホームページからも読む事が出来ます。
http://www.yell-nagasaki.jp/yell_tuushin

@フェイスブックページでも情報発信しています。
あわせてご覧ください<(_ _)>
<https://www.facebook.com/yellnagasaki>

@応募書類作成支援
エールながさきでは、職務経歴書の書き方からパソコンでの作成
・印刷までサポートしています。何か不安な事、分からない事が
ありましたら、ぜひご相談ください。
また、メールでの添削・アドバイス等もしております。

※今後、本メールマガジンが不要な方は、ご面倒ですが、
下記アドレスまでメールを送信ください<(_ _)>
yell@nagasaki-shi-boshikai.jp
【件名】メルマガ配信解除
【本文】①名前 ②フリガナ

////////////////////////////////////

【発行元】

■ YELL（エール）ながさき
■ ■ 長崎県ひとり親家庭等自立促進センター
■ ■ ◆ 〒852-8108 長崎県長崎市川口町長崎西洋館2階
■ ■ ■ ◆ TEL:095-813-0800 FAX:095-848-1112
■ ■ ■ ■ ■ MAIL:yell@nagasaki-shi-boshikai.jp
■ ■ ■ ■ ■ HP:http://www.yell-nagasaki.jp/

////////////////////////////////////

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

////////////////////////////////////